

された情報を共有して情報収集と課題検討を行い、目標を正しくスピーディーに解決していき、チームの順位を競うといったものです。

一見すると簡単にも見えますが、実際やってみるとチーム内で分担が上手く出来なかったり、全ての課題に対してチーム全員で検討をおこなって時間が足りなかったりという状況に陥りました。従って、専門性を最大限発揮し、問題解決にあたっては一部の担当でなく、担当者が連携して広い視野でもって対応することが大事になります。

今回の研修に参加された皆さんからは、実際に組織ゲームで経験したところもあり、課題として浮き上がったプレゼンテーションやコミュニケーションといったスキルの向上に繋がるような研修を次にお願ひしたいといった声がありました。

本人活動支援「サロン」を開催しました

法人本部 主任 辻 純三子

6月の「カラオケ大会」に引き続き、8月30日(日)の午前中の時間を使って、メープルの5階ホールでサロンを開催しました。

今回は、前回と趣きを変えてカラオケ、ちょっとしたゲーム、トランプ等を用意して自由に過ごせるようなものにしました。

最初に参加された皆さんとスタッフの自己紹介をした後、参加された方それぞれがカラオケやスタッフとゲームやお話しされたりと、それぞれに・・・ではありますが、皆さんが自由に楽しめてゆっくり過ごすことができたように感じました。

今回は夏の暑い盛りでもあり、参加された方が少ないこともあり、みんなと一緒に何かするといった事はありませんでした。次回は10月の動きやすい時期に行うような工夫も考えますので、もし、お時間の都合が合うようでしたら、仲間作りのキッカケの場にもなりますので、一度ご参加してみてください。



「おおさかもずやんカード」

の手続きはお済みですか？

大阪府では、福祉的配慮が必要な府民に対する生活支援事業として、重度障がい等で常時介護が必要な方等に対し、プリペイドカード型の「おおさかもずやんカード」を配布しています。

「おおさかもずやんカード」は使用期限(平成28年2月末)が設けられており、コンビニエンスストアのローソン、百貨店(大丸・高島屋など)、衣料品店やドラッグストアなどの指定店となっており、生活用品や介護用品等の購入支援が主な目的となっていますが、使い道については限定されていません。

対象となる方は、平成27年1月分の「障がい児福祉手当」「特別障がい者手当」「経過的福祉手当」の受給者、平成27年1月分の「大阪府重度障がい者介護手当」「大阪市重症心身障がい者介護手当」「堺市重度障害者介護手当」の受給者に介護されている方(手当の受給要件となる方に限る)になります。

対象となっている方には申請書が届くことになっています。もし、お手元に申請書があるようでしたら、お早目に手続きをしてください。

なお、申請の締め切りは平成27年12月になっていますので、お気を付けください。

大阪市からのお知らせ

療育手帳の更新申請の取り扱いの変更について

大阪市では、療育手帳の不正利用の防止や本人確認を容易にするため、平成27年12月1日以降に更新申請をされる方から、次のとおり取り扱いを変更することになりました。

【変更点①】

更新申請の時に、写真の提出が必要となります。

顔がはっきりとわかる写真(たて4cm×よこ3cmで6か月以内に撮影したもの。写真の裏には氏名と申請日をご記入してください)を1枚提出していただくこととなります。

提出先は、18歳以上の方は、お住まいの区の保健福祉センターの窓口、18歳未満の方は、更新判定時にこども相談センターとなります。

今後は更新のたびに、古い手帳と引き換えに、写真を貼り替えた新しい手帳が渡されることとなります。